

セーフティネット制度を利用した融資に伴う会員事業者への 信用保証料及び利子補給助成金 交付要綱

一般社団法人兵庫県トラック協会
平成20年4月1日制 定
令和 5年4月1日一部改正

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、国が定めるセーフティネット保証の認定を受けた融資にかかる信用保証協会の保証、国が定める「災害関係保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資にかかる信用保証協会の保証、または兵庫県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会の保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部及び当該融資利率の利息の一部を協会が助成することにより、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、第3条（助成金の交付対象）に定める制度の認定を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、第3条（助成金の交付対象）に定める制度の認定を受けた融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、第3条（助成金の交付対象）に定める制度の認定を受けた融資を借り入れる際に、信用保証協会の定めにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた一括払い（毎月の返済に保証料額が組み込まれているなど、分割払いの場合は対象としない）の信用保証料をいう。

（助成金の交付対象）

第3条 助成金の交付対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料及び当該融資利息。
- (2) 国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」）に規定する保証）の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料及び当該融資利息。
- (3) 原油・原材料価格の変動、景況悪化または東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした兵庫県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証料及び当該融資利息。

（事業期間）

第4条 本要綱に定める助成事業期間は、令和6年2月29日までの保証料の支払に対する事業とする。

（助成金の交付金額）

第5条 保証料助成交付額は、保証料の2分の1の額とする。

但し、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、令和5年2月28日まで20万円に達するまで再助成することができる。

なお、保証料助成交付額は、それぞれ算定した金額について1円未満切捨てとする。

2 利子補給助成交付額は、以下のとおりとする。

①利子補給率

借入日が平成26年度以前の融資：年0.6%で算定した額

借入日が平成27年度以降の融資：年0.4%で算定した額

借入日が平成29年度以降の融資、平成29年度以降に信用保証料の助成を行った融資については利子補給を行わない。

利子補給の助成については、兵庫県内の金融機関からの融資に限るものとし、協会から保証料の助成を受けた融資を対象とする。

なお、利子補給助成交付額は、それぞれ算定した金額について1円未満切捨てとする。

②利子補給期間

借入日から10年以内とする。

※借換等を行う場合は、協会へ連絡すること。

※借換を行った場合は、新たな借入日から10年を期日とする。なお、平成29年4月以降に借換を行った場合は、新たに利子補給を行わず、打ち切りとする。

※申請が行われないまま利息支払日から2年を経過した場合は、当該月分の利子補給金受給資格を失う。

（助成金の交付申請）

第6条 会員事業者は、保証料の支払いを行った場合は、当該保証料の2分の1（限度額20万円）、また金融機関へ借入利息の支払いを行った場合は、借入利息の一部（利子補給助成）を協会へ申請することができる。

2 前項の申請は、別紙 様式1「信用保証協会保証料助成申請書」、様式2「金融機関利子補給助成申請書」により行うものとする。

○様式1「信用保証協会保証料助成申請書」に以下の書類の写しを添付して提出すること。

- ・「セーフティネット保証に係る認定書」等
- ・「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」
- ・「融資（貸付）計算書」
- ・保証料を一括支払ったことが分かる書類
「領収書」又は「金融機関の振込受取書」等

○様式2「金融機関利子補給助成申請書」に以下の書類の写しを添付して提出すること。

- ・借入利息を支払ったことが分かる書類 「口座引き落としの場合は通帳写し」等
- ・「借入返済予定表」が更新された際はその予定表

3 保証料及び利子補給助成の交付申請は、随時行うことができる。

最終申請期限は、令和6年2月29日までとする。但し、予算枠に達したときは最終申請期限前であっても申請の受付を終了する。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条による保証料及び利子補給助成の交付申請があった場合は、その内容を精査し算定を行い、確定した当該助成金額を四半期毎に会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第8条 保証料の助成金交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還等により保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会へその旨を申告し、その返還額に相当する助成金を協会へ返納しなければならない。

2 協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合には、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第9条 保証料及び利子補給助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、保証料の助成については、同日以降の保証料支払分から適用する。

なお、令和5年1月以降に支払った保証料についても考慮し、審査のうえ助成することとする。但し、この場合、令和5年3月31日以前に既に保証料の助成金を交付した融資については、重複申請として対象としない。

2 第5条(助成金の交付金額)2の②(利子補給期間)について、平成27年度以前に信用保証料の助成を行った融資については、平成28年4月1日を起算日とし、10年を利子補給期間とする。

[沿革]

平成20年4月1日制定

平成21年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正